

議案第26号

職員の勤務時間に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の勤務時間に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 6 年 3 月 2 2 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間に関する条例（昭和45年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

職員の勤務時間は、1週間について40時間とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、1週間当たり40時間とする。

第2条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。